

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録について

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として県知事の登録を受けなければなりません。

フロン類回収業者のフロン類を適切に回収し、自動車製造業者等に引き渡す役割を担います。

1. 申請受付場所(郵送は不可)

(1) 申請者の主たる事務所が「**阿南市、那賀郡、海部郡**」である場合

南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒 774-0011 阿南市領家町野神 319
電話 0884-28-9862 (直通)

(2) 申請者の主たる事務所が「**美馬市、三好市、美馬郡、三好郡**」である場合

西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
〒 779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73
電話 0883-53-2061 (直通)

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合

危機管理環境部 環境指導課
〒 770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1
電話 088-621-2266 (直通)

2. 申請方法等

(1) 申請方法

申請は、**予約制**とさせていただきますので、あらかじめ上記の申請受付場所に電話で予約の上、御来庁ください。郵送での受付はいたしておりません。

(2) 提出部数

正本**1部**です。(「**4. 申請に必要な書類一覧**」の順番に並べてください。)

申請する書類に不足のないように、提出前に「**4. 申請に必要な書類一覧**」の確認欄を活用して再度ご確認ください。

(3) 申請受付期間

更新申請の場合、申請書の受付は「登録期間の満了する日の**60日前**～登録期間の満了する日まで」です。

3. 手数料(県収入証紙)

新規登録・・・5,000円

更新登録・・・4,000円

登録申請書(様式第3号)の右上余白に貼付してください。

4. 申請に必要な書類一覧

- | | |
|---|--------------------------|
| ①登録申請書(様式第3号) | <input type="checkbox"/> |
| ②本人であることを証明するもの | |
| 個人の場合: 印鑑証明書 | <input type="checkbox"/> |
| 住民票(本籍地記載のもの) | <input type="checkbox"/> |
| 法人の場合: 印鑑証明書 | <input type="checkbox"/> |
| 法人登記簿謄本(登記事項証明書)のうち「履歴事項全部証明書」 | <input type="checkbox"/> |
| 役員全員の住民票(本籍地記載のもの) | <input type="checkbox"/> |
| ③法第62条第1項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(例)成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書など | |

- 個人の場合：申請者
- 法人の場合：役員全員
- ④ フロン類回収設備の所有権又は使用権限を有することを証する書類
(例) 購買契約書、納品書、領収書、販売証明書、借用契約書、共同使用規定書等
- ⑤ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
(例) 仕様書、取扱説明書等
- ⑥ 誓約書
- ⑦ フロン類の回収を自ら行う者・フロン類の回収に立ち会う者が有する資格等に関する資料
(例) 資格証等の写し〈自動車電機装置整備士、業界団体が行う技術講習の受講修了証、自動車整備業務・エアコン整備業務の経験を有する者等〉
- ⑧ 回収容器の種類、個数
- ⑨ 対象とする自動車製造業者等の名称（メーカー名等）
- ⑩ 事業所の位置図（住宅地図等）
- ⑪ 使用済自動車の引渡先（解体業者の氏名・名称を記載）
- ⑫ 直近の「フロン類回収業登録通知書」又は「第二種フロン類回収業登録等通知書」又は「フロン類回収業者の登録予定番号について（通知）」の写し（更新申請の場合のみ）
- ⑬（郵送による登録通知書の交付を希望される場合）宛名書きされ、簡易書留分以上の切手を貼付した封筒（角 20）
- ※返信用封筒に簡易書留分以上の切手が貼付されていない場合は、郵送できません。
なお、新規申請の場合は、窓口での交付になります。